

平成30年8月30日からの大雨により

被害を受けられた皆さまへ

平成30年9月11日

このたびの平成30年8月30日からの大雨により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

被災に伴い、組合員証又は組合員被扶養者証を紛失あるいはご自宅に残したまま避難された場合であっても、医療機関等の窓口で、

- ・氏名
- ・生年月日
- ・連絡先（電話番号等）
- ・組合員の勤務先名

を申し出ることにより、組合員証又は組合員被扶養者証が無くても医療機関等の受診ができます。

また、短期給付に関する手続の詳細につきましては、こちらをご覧ください。

[平成30年8月30日からの大雨で被災された組合員等の方への短期給付に関する手続等につきました](#)